

総務省令第三十七号

地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第三百三十六号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第三百三十七号）及び地方税法施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第三百三十八号）の施行に伴い、並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）、航空機燃料譲与税法（昭和四十七年法律第十三号）及び地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の規定に基づき、地方税法施行規則及び航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月三十日

総務大臣 松本 剛明

地方税法施行規則及び航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令

（地方税法施行規則の一部改正）

第一条 地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の九の五第一項中「第十七号の二」を「第十七号の三」に改める。

第三条の十三の三の次に次の一条を加える。

(政令第十条の二の金額)

第三条の十三の四 政令第十条の二に規定する総務省令で定める金額は、会社法第四百三十一条又は第六百十四条に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従い、会社計算規則の規定に基づき計算した同令第七十六条第二項第三号又は第三項第三号に規定する資本剰余金の金額(同法第二条第一号に規定する会社以外の法人にあつては、これらに準ずる金額)とする。

第三条の十五の見出し及び同条中「第二十条の二の十八」を「第二十条の二の十九」に改める。

第四条の見出し及び同条中「第二十一条の六」を「第二十一条の七」に改める。

第四条の五各号列記以外の部分中「あつては」を「あつては、」に改め、同条第一号中「の貸借対照表」の下に「(貸借対照表を作成することを要しない法人にあつては、これに準ずるもの。次号及び第三号口において同じ。)」を加え、「貸借対照表又は」を削り、「これら」を「、これ」に、「次号において」を「次号及び第三号口において」に改め、同条に次の二号を加える。

三 当該事業年度の株主資本等変動計算書若しくは社員資本等変動計算書又は損益金の処分表(これら

の書類又は第一号若しくは前号に掲げる書類に次に掲げる事項の記載がない場合には、その記載をした書類を含む。）

イ 当該事業年度終了の日の翌日から当該事業年度に係る決算の確定の日までの間に行われた剰余金の処分の内容

ロ 過年度事項（当該事業年度前の事業年度の貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書若しくは社員資本等変動計算書若しくは損益金の処分表に表示すべき事項をいう。）の修正の内容

四 当該法人の事業等の概況に関する書類（当該法人との間に完全支配関係（法人税法第二条第十二号の七の六に規定する完全支配関係をいう。第四条の六の二第四号において同じ。）がある他の法人との関係を系統的に示した図を含む。）

第四条の六の二各号列記以外の部分中「次の各号」の下に「（法第七十二条の二第一項第三号に掲げる事業を行わない法人にあつては、第一号及び第二号）」を加え、「あつては」を「あつては、」に改め、同条第一号中「の貸借対照表」の下に「（貸借対照表を作成することを要しない法人にあつては、これに準ずるもの。次号及び第三号ロにおいて同じ。）」を加え、「貸借対照表又は」を削り、「これら」を

「これ」に、「次号において」を「次号及び第三号ロにおいて」に改め、同条に次の二号を加える。

三 当該事業年度の株主資本等変動計算書若しくは社員資本等変動計算書又は損益金の処分表（これらの書類又は第一号若しくは前号に掲げる書類に次に掲げる事項の記載がない場合には、その記載をした書類を含む。）

イ 当該事業年度終了の日の翌日から当該事業年度に係る決算の確定の日までの間に行われた剰余金の処分の内容

ロ 過年度事項（当該事業年度前の事業年度の貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書若しくは社員資本等変動計算書若しくは損益金の処分表に表示すべき事項をいう。）の修正の内容

四 当該法人の事業等の概況に関する書類（当該法人との間に完全支配関係がある他の法人との関係を系統的に示した図を含む。）

第四条の七第一号イ及びロ以外の部分中「あつては」を「あつては、」に改め、同号イ中「における貸借対照表」の下に「（貸借対照表を作成することを要しない法人にあつては、これに準ずるもの。ロ及びハにおいて同じ。）」を加え、「貸借対照表又は」を削り、「これら」を「これ」に、「ロにおいて」

を「ロ及びハにおいて」に改め、同号に次のように加える。

ハ 中間期間終了の日における株主資本等変動計算書又は社員資本等変動計算書（これらの書類又はイ若しくはロに掲げる書類に過年度事項（中間期間の開始の日前に開始した事業年度の貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書若しくは社員資本等変動計算書に表示すべき事項をいう。）の修正の内容の記載がない場合には、その記載をした書類を含む。）

第四条の七第三号イ及びロ以外の部分中「並びに次」の下に「（同項第三号に掲げる事業を行わない法人にあつては、イ及びロ）」を加え、「あつては」を「あつては、」に改め、同号イ中「における貸借対照表」の下に「（貸借対照表を作成することを要しない法人にあつては、これに準ずるもの。ロ及びハにおいて同じ。）」を加え、「貸借対照表又は」を削り、「これら」を「、これ」に、「ロにおいて」を「ロ及びハにおいて」に改め、同号に次のように加える。

ハ 中間期間終了の日における株主資本等変動計算書又は社員資本等変動計算書（これらの書類又はイ若しくはロに掲げる書類に過年度事項（中間期間の開始の日前に開始した事業年度の貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書若しくは社員資本等変動計算書に表示すべき事項をい

う。)の修正の内容の記載がない場合には、その記載をした書類を含む。

第七条の二の見出し中「従業者数」を「総務省令で定める経済構造統計等」に改め、同条中「事業所統計」を「経済構造統計」に、「経済センサス活動調査規則（平成二十三年総務省・経済産業省令第一号）により調査した令和三年六月一日現在における」を「前項に規定する統計表に記載された」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第七十二条の七十六及び第七百三十四条第四項に規定する総務省令で定める経済構造統計は、経済センサス活動調査規則（平成二十三年総務省・経済産業省令第一号）により令和三年六月一日現在において行つた同令第一条に規定する経済センサス活動調査の結果として公表された事業所に関する集計のうち産業横断的集計のうち事業所数、従業者数第一―一表（経営組織（二区分）別全事業所数、男女別従業者数、一平方キロメートル当たり事業所数及び従業者数―全国、都道府県、郡・支庁等、市区町村）とする。

第七条の二の二中「事業所統計」を「経済構造統計」に改める。

第七条の二の九の見出し中「額」を「経済構造統計等」に改め、同条中「統計法（平成十九年法律第五



額」の表側「I二 小売業計」に、「インターネット販売」のうち「年間商品販売額」の表側「小売業計」を「四 インターネット販売」のうち「年間商品販売額」の表側「I二 小売業計」に、「自動販売機による販売」のうち「年間商品販売額」の表側「小売業計」を「五 自動販売機による販売」のうち「年間商品販売額」の表側「I二 小売業計」に改め、「合計額と、」の下に「前項に規定する経済センサス活動調査の結果に基づき、商業統計調査規則及び特定サービス産業実態調査規則を廃止する省令（令和元年経済産業省令第十四号）による廃止前の商業統計調査規則（昭和二十七年通商産業省令第六十号）により平成二十六年七月一日現在において行つた同令第一条に規定する商業調査の結果として公表された」を、「控除した額の合計額」の下に「に相当する額として総務大臣が定める額」を加え、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第七十二条の百十四第四項に規定する総務省令で定める経済構造統計は、経済センサス活動調査規則により令和三年六月一日現在において行つた同令第一条に規定する経済センサス活動調査の結果として公表された事業所に関する集計のうち次の各号に掲げるものをいう。

一 産業別集計のうち卸売業、小売業に関する集計のうち品目編第二表（商品分類（小売）別事業所数



及び年間商品販売額―全国、都道府県、市区、郡部)

二 産業横断的集計のうち売上(収入)金額等第一―一表(産業(中分類)、経営組織(三区分)別民営事業所数、従業者数、売上(収入)金額、一事業所当たり従業者数、一事業所当たり売上(収入)金額及び従業者一人当たり売上(収入)金額―全国、都道府県)

三 産業別集計のうち卸売業、小売業に関する集計のうち産業編(都道府県表)第五表(小売業の都道府県別、東京特別区・政令指定都市別、産業分類小分類別、商品販売形態別の事業所数、年間商品販売額及び構成比)

第七条の二の十の見出し中「額」を「経済構造統計等」に改め、同条中「統計法第二条第四項に規定する基幹統計でサービス業に係るもの」を「経済構造統計」に、「経済センサス活動調査規則により平成二十八年六月一日現在により行つた同令第一条に規定する経済センサス活動調査の結果として公表された事業所に関する集計のうち産業別集計のうちサービス関連産業Bに関する集計第七表(サービス関連産業B(細分類)、単独・本所・支所(三区分)別民営事業所数、従業者数、売上(収入)金額及び収入を得た相手先別収入額―全国、都道府県)」を「前項に規定する統計表」に、「総数」のうち「(収入を得た相

手先別収入額) 個人」を「収入を得た相手先別収入額 個人」に、「物品賃貸業」を「物品賃貸業」のうち「〇 総数」に、「土地売買業」を「土地売買業」のうち「〇 総数」に、「を除く」を「を除く」のうち「〇 総数」に、「貸間業」を「貸間業」のうち「〇 総数」に、「不動産管理業」を「不動産管理業」のうち「〇 総数」に、「七〇一一 総合リース業」及び「七〇二 産業用機械器具賃貸業」を「七〇〇 総合リース業」のうち「〇 総数」、「七〇二 産業用機械器具賃貸業」を「七〇〇 総合リース業」のうち「〇 総数」及び「七〇四 自動車賃貸業」のうち「〇 総数」に、「専門・技術サービス業」の欄の額から「七一 学術・開発研究機関」のうち「〇 総数」、「に」、「純粹持株会社」を「純粹持株会社」のうち「〇 総数」に、「広告業」を「広告業」のうち「〇 総数」に、「七四六二 商業写真業」を「七四E 商業写真業」のうち「〇 総数」に、「その他の技術サービス業」を「その他の技術サービス業」のうち「〇 総数」に、「飲食サービス業」を「飲食サービス業」のうち「〇 総数」に、「娯楽業」を「娯楽業」のうち「〇 総数」に、「旅行業」を「旅行業」のうち「〇 総数」に、「火葬・墓地管理業」を「火葬・墓地管理業」のうち「〇 総数」に、「競技団」を「競技団」のうち「〇 総数」に、「八〇九六 娯楽に附帯するサービス業」を

「八〇Q 娯楽に附帯するサービス業」のうち「〇 総数」に、「学習支援業」のうち「〇 総数」に、「八二一六 社会通信教育」を「八二N 社会通信教育」のうち「〇 総数」に、「他に分類されないもの」を「他に分類されないもの」のうち「〇 総数」に、「産業廃棄物処理業」のうち「〇 総数」に、「労働者派遣業」を「労働者派遣業」のうち「〇 総数」に、「九二二一 ビルメンテナンス業」を「九二A ビルメンテナンス業」のうち「〇 総数」に、「他に分類されない事業サービス業」を「他に分類されない事業サービス業」のうち「〇 総数」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

政令第三十五条の二十第一項第一号に規定する総務省令で定める経済構造統計は、経済センサス活動調査規則により令和三年六月一日現在において行つた同令第一条に規定する経済センサス活動調査の結果として公表された事業所に関する集計のうち産業別集計のうちサービス関連産業に関する集計第一表（サービス関連産業（小分類）、単独・本所・支所別民営事業所数、従業者数、売上（収入）金額及び収入を得た相手先別収入額―全国、都道府県）とする。

第七条の二の十五の見出し中「従業者数」を「総務省令で定める経済構造統計等」に改め、同条中「事

業所統計」を「経済構造統計」に、「経済センサス活動調査規則により調査した令和三年六月一日現在における」を「前項に規定する統計表に記載された」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第七十二条の百十五第一項に規定する総務省令で定める経済構造統計は、経済センサス活動調査規則により令和三年六月一日現在において行つた同令第一条に規定する経済センサス活動調査の結果として公表された事業所に関する集計のうち産業横断的集計のうち事業所数、従業者数第一―一表（経営組織（二区分）別全事業所数、男女別従業者数、一平方キロメートル当たり事業所数及び従業者数―全国、都道府県、郡・支庁等、市区町村）とする。

第七条の三の四第一項中「子育て援助活動支援事業」の下に「、親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業」を加える。

第十条の二の十五中「天井仕上、造作、床」を「床仕上、天井仕上、屋根仕上」に改める。

第十条の七の三十項中「、同条第三項に規定する医療型児童発達支援」を削り、「同条第四項」を

「同条第三項」に、「同条第六項」を「同条第五項」に改め、同条第十一項中「及び一時預かり事業」を「一時預かり事業及び児童育成支援拠点事業」に改め、同条第十二項中「及び養育支援訪問事業」を「養育支援訪問事業、意見表明等支援事業及び子育て世帯訪問支援事業」に改め、同条第十五項中「地域子育て支援拠点事業」の下に「親子再統合支援事業、親子関係形成支援事業」を加え、同条に次の一項を加える。

16 政令第四十九条の十五第二項第九号に規定する社会的養護自立支援拠点事業及び妊産婦等生活援助事業の用に供する固定資産で総務省令で定めるものは、居室、相談室その他これに類する施設の用に供する固定資産とする。

第十五条の五の三に次の一号を加える。

三 不動産登記法第百十九条第六項の申出をした者の住所が記録されている登記簿の表題部について土地又は建物の表示に関する登記をした場合 当該住所に係る不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第二百二条の十に規定する公示用住所（第十五条の五の五から第十五条の五の八までにおいて「公示用住所」という。）

第十五条の五の四を第十五条の五の七とし、第十五条の五の三の次に次の三条を加える。

(法第三百八十二条第二項第二号の総務省令で定める者)

第十五条の五の四 法第三百八十二条第二項第二号に規定する総務省令で定める者は、登記簿の表題部に記録した所有者であつた者又は所有権、質権若しくは百年より長い存続期間の定めのある地上権の登記名義人であつた者とする。

(法第三百八十二条第二項第三号の総務省令で定める場合)

第十五条の五の五 法第三百八十二条第二項第三号に規定する総務省令で定める場合は、公示用住所（登記簿の表題部に記録した所有者若しくは所有権、質権若しくは百年より長い存続期間の定めのある地上権の登記名義人又は前条に規定する者（次条において「登記名義人等」という。）に係るものに限る。以下この条において同じ。）について不動産登記規則第二百二条の十五第一項の規定による撤回又は同令第二百二条の十六第一項の規定による申出があつたことその他の事由により同令第二百二条の二第一項に規定する公示用住所管理ファイル（以下この条から第十五条の五の八までにおいて「公示用住所管理ファイル」という。）に公示用住所若しくは公示用住所の変更が記録され、又は公示用住所管理フ

イルから公示用住所が削除された場合とする。

(法第三百八十二条第二項において準用する同条第一項の総務省令で定める事項)

第十五条の五の六 法第三百八十二条第二項(第一号に係る部分に限る。)において準用する同条第一項に規定する総務省令で定める事項は、同号の登記又は登記の抹消に係る権利の登記名義人等の公示用住所とする。

2 法第三百八十二条第二項(第二号及び第三号に係る部分に限る。)において準用する同条第一項に規定する総務省令で定める事項は、登記名義人等の公示用住所(公示用住所管理ファイルから公示用住所が削除された場合にあつては、その旨)とする。

第十五条の五の七の次に次の一条を加える。

(法第三百八十二条の四の総務省令で定めるもの等)

第十五条の五の八 法第三百八十二条の四に規定する総務省令で定めるものは、不動産登記法第百十九条第六項の申出がされた土地又は家屋に係る当該申出をした者の登記簿上の住所とする。

2 法第三百八十二条の四に規定する総務省令で定める場合は、法第三百八十二条第二項(第二号又は第

三号に係る部分に限る。)において準用する同条第一項の規定により公示用住所が通知された場合(法第三百八十二条第二項(第三号に係る部分に限る。))において準用する同条第一項の規定により公示用住所管理ファイルから当該公示用住所が削除された旨が通知された場合を除く。)とする。

3 法第三百八十二条の四の閲覧及び交付は、不動産登記法第百十九条第六項の申出をした者又はその相続人から求めがあつた場合には、固定資産課税台帳若しくは土地名寄帳若しくは家屋名寄帳に当該者の登記簿上の住所を記載したものを閲覧に供し、又は法第三百八十二条の三に規定する証明書に当該住所を記載したものを交付することにより行うものとする。

4 法第三百八十二条の四に規定する住所に代わるものとして総務省令で定める事項は、当該住所に係る公示用住所とする。

第十六条の五の三第一項第一号ツ、第十六条の五の五第一項第三号ソ及び第十六条の二十二第一項第三号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

附則第二条の六の二の次に次の一条を加える。

(政令附則第五条の七の金額)



第二条の六の三 政令附則第五条の七に規定する総務省令で定める金額は、会社法第四百三十一条又は第六百十四条に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従い、会社計算規則の規定に基づき計算した同令第七十六条第二項第三号又は第三項第三号に規定する資本剰余金の金額（同法第二条第一号に規定する会社以外の法人にあつては、これらに準ずる金額）とする。

附則第二条の八（見出しを含む。）中「附則第九条第二十項」を「附則第九条第二十一項」に改める。  
附則第二条の九（見出しを含む。）中「附則第九条第二十一項」を「附則第九条第二十二項」に改める。

附則第二条の十（見出しを含む。）中「附則第九条第二十二項」を「附則第九条第二十三項」に改める。

附則第二条の十の次に次の一条を加える。

（政令附則第六条の二第十三項の金額）

第二条の十一 政令附則第六条の二第十三項に規定する総務省令で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 電気供給業を行う法人が小売電気事業（電気事業法第二条第一項第二号に規定する小売電気事業をいう。）を行う場合 広域的運営推進機関に対して支払うべき拠出金（地方税法施行規則附則第二条の十一各号に規定する拠出金を定める告示（令和六年経済産業省告示第六十五号。次号において「拠出金告示」という。）第一号に規定するものに限る。）の金額

二 電気供給業を行う法人が一般送配電事業（電気事業法第二条第一項第八号に規定する一般送配電事業をいう。）又は配電事業（同項第十一号の二に規定する配電事業をいう。）を行う場合 広域的運営推進機関に対して支払うべき拠出金（拠出金告示各号に規定するものに限る。）の金額

附則第三条の二の五中「事業所統計」を「経済構造統計」に改める。

附則第三条の二の二十一を削り、附則第三条の二の二十を附則第三条の二の二十一とし、附則第三条の二の十九を附則第三条の二の二十とし、附則第三条の二の十八中「附則第三条の二の二十」を「附則第三条の二の二十一」に改め、同条を附則第三条の二の十九とし、附則第三条の二の十七を附則第三条の二の十八とし、附則第三条の二の十一から附則第三条の二の十六までを一条ずつ繰り下げ、附則第三条の二の十第二項中「附則第三条の二の七第二項各号」を「附則第三条の二の九第二項各号」に、「附則第三条の

二の七第二項第二号」を「附則第三条の二の九第二項第二号」に改め、同条を附則第三条の二の十一とし、附則第三条の二の九を附則第三条の二の十とし、附則第三条の二の八第二項中「附則第三条の二の九第二項」を「附則第三条の二の十一第二項」に改め、同条を附則第三条の二の九とし、附則第三条の二の七第一項中「附則第三条の二の九第一項」を「附則第三条の二の十一第一項」に改め、同条を附則第三条の二の八とし、附則第三条の二の六を附則第三条の二の七とし、附則第三条の二の五の次に次の一条を加える。

（政令附則第六条の十六第五項の鉄道事業者等）

第三条の二の六 政令附則第六条の十六第五項に規定する旅客鉄道事業を經營する鉄道事業者に代わつて引き続き旅客鉄道事業を經營しようとする者として総務省令で定めるものは、鉄道事業法（昭和六十年法律第九十二号）第七条第一項に規定する鉄道事業者（第一号において「鉄道事業者」という。）で次に掲げるもの以外のものとする。

一 法附則第十条第七項に規定する鉄道事業の用に供する不動産を取得する時点において、その営む鉄道に係る路線の長さの合計が三十五キロメートルを超えており、かつ、当該路線の全部又は一部が大

都市（東京都、大阪市及び名古屋市をいう。）又は都市（横浜市及び福岡市をいう。）に存する鉄道事業者（大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法（平成元年法律第六十一号）第七条第一項に規定する特定鉄道事業者を除く。）

二 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十一号）附則第二条第一項第一号に掲げる者

2 政令附則第六条の十六第六項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた不動産は、法附則第十条第七項に規定する鉄道事業再構築事業を実施する路線に係る鉄道事業の用に供する不動産のうち政令附則第六条の十六第六項各号に掲げるもの以外のものであることについて国土交通大臣の証明を受けた不動産とする。

3 政令附則第六条の十六第六項第三号に規定する総務省令で定めるものは、線路設備、電路設備、停車場、変電所、車庫、工場、倉庫及び詰所の用に供する不動産とする。

附則第三条の二の二十二（見出しを含む。）中「附則第十一条第十五項」を「附則第十一条第十四項」に改める。

附則第三条の二の二十三（見出しを含む。）中「附則第七条第二十五項第二号」を「附則第七条第二十四項第二号」に改める。

附則第四条の七第一項中「附則第十条の二の二第二項」を「附則第十条の二の二第三項」に改め、同条第二項及び第三項中「附則第十条の二の二第五項」を「附則第十条の二の二第六項」に改め、同条第四項及び第五項中「附則第十条の二の二第七項の表」を「附則第十条の二の二第八項の表」に改め、同条第六項中「附則第十条の二の二第七項の表」を「附則第十条の二の二第八項の表」に、「石垣空港」を「新石垣空港」に改め、同条第七項、第八項及び第九項中「附則第十条の二の二第七項の表」を「附則第十条の二の二第八項の表」に改める。

附則第四条の八第二項中「附則第十条の二の二第八項」を「附則第十条の二の二第九項」に改め、同条第三項中「附則第十条の二の二第十項」を「附則第十条の二の二第十一項」に改める。

附則第六条第十六項を削り、同条第十五項中「第十一号の二、」及び「（法附則第十五条第二項第四号イに規定する総務省令で定める産業廃棄物処理施設にあつては、同令第七条第十一号の二に規定する産業廃棄物の処理施設に限る。）」を削り、同項を同条第十六項とし、同条第十四項を同条第十五項とし、同

条第十三項中「第十五項」を「第十六項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項の次に次の一項を加える。

12 政令附則第十一条第三項第三号に規定する総務省令で定める機能は、次に掲げる機能とする。

一 貨物の運送の用に供する自動車に係る自動車登録番号標を撮影し、当該自動車に係る情報を取得する機能

二 官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三号）第二条第二項に規定する人工知能関連技術を活用した情報システムにより前号の情報の解析を行う機能

三 赤外線投光機能

附則第六条第十七項中「、汚泥処理装置、濾過装置」を削り、「、イオン交換装置、生物化学的処理装置、貯溜装置及び輸送装置並びにこれらに附属する電動機、ポンプ、配管、計測器その他の附属設備（下水の有用成分を回収すること又は下水を工業用水として再利用することを専らその目的とするものを除く。）」を「及びイオン交換装置」に改め、同条第二十二項中「附則第十一条第六項」を「附則第十一条第七項」に改め、同条第二十三項中「附則第十一条第七項」を「附則第十一条第八項」に改め、同条第

二十四項及び第二十六項中「附則第十一条第八項」を「附則第十一条第九項」に改め、同条第二十七項第二号イ中「第四十三條第一項第四号ロ又はハ」を「第四十三條第一項第四号イ」に改め、同号ロ中「第四十三條第一項第四号ニ又はホ」を「第四十三條第一項第四号ロ」に改め、同条第二十九項中「附則第十一条第十三項」を「附則第十一条第十四項」に改め、「(昭和六十一年法律第九十二号)」を削り、同条第三十三項中「附則第十一条第十四項」を「附則第十一条第十五項」に改め、同条第三十四項第一号中「(平成元年法律第六十一号)」を削り、同条第三十五項中「附則第十一条第十六項第二号」を「附則第十一条第十七項第二号」に改め、同条第三十六項中「附則第十一条第十六項第三号」を「附則第十一条第十七項第三号」に改め、同条第三十七項中「附則第十一条第十七項第一号」を「附則第十一条第十八項第一号」に改め、同条第三十八項中「附則第十一条第十八項」を「附則第十一条第十九項」に改め、同条第四十一項を次のように改める。

41 法附則第十五條第十八項第一号に規定する木竹を原材料として製造される燃料を製造するための設備は、木質固形燃料製造設備（農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行令（平成二十年政令第二百九十六号。次項並びに第四十五項第一号及び第二号において「利用促

進法施行令」という。）第二条第二号に掲げる木竹に由来する農林漁業有機物資源を破砕することにより均質にし、乾燥し、かつ、一定の形状に圧縮成形したものを製造するもので、破砕機、乾燥機及び圧縮成形装置を同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の原料受入・供給装置、選別機、篩分機、集じん装置、自動調整装置、冷却装置、貯蔵装置、搬送装置、出荷装置、送風機又は配管を含む。）のうち租税特別措置法第十条第八項第六号に規定する中小事業者若しくは同法第四十二条の四第十九項第七号に規定する中小企業者（第四十三項第二号において「中小事業者等」という。）又は同条第十九項第九号に規定する農業協同組合等が新設したものとする。

附則第六条第四十二項を次のように改める。

42 法附則第十五条第十八項第二号に規定するエタノールその他の総務省令で定める燃料は、利用促進法施行令第二条第三号に掲げるエタノール（次項第一号において「エタノール」という。）又は同条第四号に掲げる脂肪酸メチルエステル（次項第二号において「脂肪酸メチルエステル」という。）とする。

附則第六条第九十一項中「附則第十五条第四十六項」を「附則第十五条第四十五項」に改め、同項を同条第九十六項とし、同条第九十項中「附則第十五条第四十六項」を「附則第十五条第四十五項」に改め、



同項を同条第九十五項とし、同条第八十九項を同条第九十四項とし、同条第八十八項中「附則第十五条第四十六項」を「附則第十五条第四十五項」に改め、同項を同条第九十三項とし、同条第八十七項第一号及び第二号中「附則第十五条第四十五項」を「附則第十五条第四十四項」に改め、同項を同条第九十二項とし、同条第八十六項を同条第九十一項とし、同条第八十五項第二号中「附則第十五条第四十五項」を「附則第十五条第四十四項」に改め、同項を同条第九十項とし、同条第八十四項中「附則第十五条第四十四項」を「附則第十五条第四十三項」に改め、同項を同条第八十九項とし、同条第八十三項中「附則第十五条第四十四項」を「附則第十五条第四十三項」に改め、同項を同条第八十八項とし、同条第八十二項中「附則第十五条第四十二項第二号」を「附則第十五条第四十一項第二号」に改め、同項を同条第八十七項とし、同条第八十一項中「附則第十五条第四十二項第一号」を「附則第十五条第四十一項第一号」に改め、同項を同条第八十六項とし、同条第八十項中「附則第十五条第四十一項」を「附則第十五条第四十項」に改め、同項を同条第八十五項とし、同条第七十九項を同条第八十四項とし、同条第七十八項を同条第八十三項とし、同条第七十七項中「附則第十五条第四十項」を「附則第十五条第三十九項」に、「別表第二号第2注21(11)」を「別表第二号第2注22(11)」に改め、同項を同条第八十二項とし、同条第七十六項を

同条第八十一項とし、同条第七十五項中「附則第十五条第三十九項」を「附則第十五条第三十八項」に改め、同項を同条第八十項とし、同条第七十四項中「附則第十五条第三十九項」を「附則第十五条第三十八項」に改め、「都市再生特別措置法施行規則」の下に「（平成十四年国土交通省令第六十六号）」を加え、同項を同条第七十九項とし、同条中第七十三項を第七十八項とし、第七十二項を第七十七項とし、第七十一項を第七十六項とし、同条第七十項中「附則第十五条第三十四項」を「附則第十五条第三十三項」に改め、同項を同条第七十五項とし、同条第六十九項を同条第七十四項とし、同条第六十八項を同条第七十三項とし、同条第六十七項を削り、同条第六十六項を同条第七十二項とし、同条第六十五項の表第一号中「附則第十一条第三十三項第一号」を「附則第十一条第三十四項第一号」に改め、同表第二号中「附則第十一条第三十三項第二号」を「附則第十一条第三十四項第二号」に改め、同表第三号中「附則第十一条第三十三項第三号」を「附則第十一条第三十四項第三号」に改め、同項を同条第七十一項とし、同条第六十四項中「附則第十一条第三十四項第六号」を「附則第十一条第三十五項第六号」に改め、同項を同条第七十項とし、同条中第六十三項を第六十九項とし、第五十九項から第六十二項までを六項ずつ繰り下げ、同条第五十八項中「附則第十五条第二十五項第三号ハ」を「附則第十五条第二十五項第四号ハ」に改め、

同項を同条第六十四項とし、同条第五十七項中「附則第十五条第二十五項第二号ハ」を「附則第十五条第二十五項第三号ハ」に改め、同項を同条第六十三項とし、同条第五十六項を同条第五十九項とし、同項の次に次の三項を加える。

60 法附則第十五条第二十五項第二号に規定する総務省令で定める規模は、出力二万キロワットとする。

61 法附則第十五条第二十五項第二号に規定する特定バイオマス発電設備で総務省令で定めるものは、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）第三条第二十七号に定める設備の区分等に該当する設備とする。

62 法附則第十五条第二十五項第三号イに規定する総務省令で定めるものは、第五十五項第二号に掲げる設備とする。

附則第六条中第五十五項を第五十八項とし、第五十四項を第五十七項とし、第五十三項を第五十六項とし、同条第五十二項中「再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて取得した」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二十二條の三第三項第一号に規

定する認定地域脱炭素化促進事業計画に従い取得した設備であつて、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの

イ 出力五十キロワット以上であること。

ロ 次に掲げるいずれかの要件に該当すること。

(1) 二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金に限る。）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業に限る。）又は非化石エネルギー等導入促進対策費補助金（需要家主導型太陽光発電の導入支援事業に限る。）を受けて取得した設備

(2) 地球温暖化対策の推進に関する法律第三十六条の二十四第一項に規定する対象事業活動支援の対象となる活動に係る事業により取得した設備

ハ 建築物の屋根に設ける設備でないこと。

ニ 公有地に設ける設備でないこと。

二 産業技術実用化開発事業費補助金（グリーンイノベーション基金補助金）又は特定公募型研究開発

費補助金（グリーンイノベーション基金補助金）のうち、次世代型太陽電池の開発プロジェクトの支援を受けて取得した設備

附則第六条第五十二項を同条第五十五項とし、同条第五十一項中「附則第十一条第二十九項」を「附則第十一条第三十項」に、「同条第二十八項第一号」を「同条第二十九項第一号」に改め、同項を同条第五十四項とし、同条第五十項中「附則第十一条第二十八項第二号」を「附則第十一条第二十九項第二号」に改め、同項を同条第五十三項とし、同条第四十九項中「附則第十一条第二十七項」を「附則第十一条第二十八項」に改め、同項を同条第五十二項とし、同条第四十八項を同条第五十一項とし、同条第四十七項中「附則第十一条第二十六項」を「附則第十一条第二十七項」に改め、同項を同条第五十項とし、同条第四十六項を同条第四十九項とし、同条第四十五項中「附則第十一条第二十五項」を「附則第十一条第二十六項」に改め、同項を同条第四十八項とし、同条第四十四項中「附則第十一条第二十四項」を「附則第十一条第二十五項」に改め、同項を同条第四十七項とし、同条第四十三項中「附則第十一条第二十三項」を「附則第十一条第二十四項」に改め、同項を同条第四十六項とし、同条第四十二項の次に次の三項を加える。

43 法附則第十五条第十八項第二号に規定する設備で総務省令で定めるものは、次に掲げる設備とする。

一 エタノール製造設備（エタノールを製造するもので、発酵装置並びに蒸留装置及び脱水装置（蒸留及び脱水を行い高純度化させる機能を有するものに限る。）又は膜処理装置（膜処理により高純度化させる機能を有するものに限る。）を同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の原料受入装置、原料貯蔵装置、原料供給装置、粉碎器、圧搾装置、煮熟機、濃縮装置、分離装置、混合装置、制御装置、精製装置、熱交換器、冷却装置、貯蔵装置、ボイラー、脱臭装置、搬送装置、排水処理装置、貯留装置、残さ処理装置、出荷装置、ポンプ又は配管を含む。）

二 脂肪酸メチルエステル製造設備（脂肪酸メチルエステルを製造するもので、分離装置、反応槽及び精製装置を同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の原料受入装置、原料貯蔵装置、原料供給装置、前処理装置、脱臭装置、自動調整装置、搬送装置、排水処理装置、貯留装置、残さ処理装置、出荷装置、ポンプ又は配管を含む。）のうち中小事業者等が新設したもの

44 法附則第十五条第十八項第三号に規定する水素その他の総務省令で定める成分は、水素、一酸化炭素

及びメタンとする。

45 法附則第十五条第十八項第三号に規定するガスを製造するための設備で総務省令で定めるものは、次に掲げる設備とする。

一 利用促進法施行令第二条第五号に掲げる水素、一酸化炭素及びメタンを主成分とするガスを製造する設備で、ガス化炉、精製装置及び貯蔵装置を同時に設置する場合のこれらのもの（これらと同時に設置する専用の原料受入・供給装置、前処理装置、脱臭装置、自動調整装置、搬送装置、貯留装置、残さ処理装置、余剰ガス燃焼装置、出荷装置、ポンプ又は配管を含む。）

二 利用促進法施行令第二条第六号に掲げるメタンを製造する設備で、発酵装置及び精製装置を同時に設置する場合のこれらのもの（これらと同時に設置する専用の原料受入装置、原料貯蔵装置、原料供給装置、前処理装置、脱臭装置、自動調整装置、搬送装置、排水処理装置、貯留装置、残さ処理装置、余剰ガス燃焼装置、出荷装置、ポンプ又は配管を含む。）

附則第七条中第十九項を第二十項とし、第十三項から第十八項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十二項中「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条中第十一項を第十二項とし、第十項を

第十一項とし、第九項を第十項とし、同条第八項中「第十一項」を「第十二項」に改め、同項を同条第九項とし、同条中第七項を第八項とし、第四項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の一項を加える。

4 法附則第十五条の七第四項に規定する通知を受けたことを証する書類として総務省令で定めるものは、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第九条に規定する通知書の写しとする。

附則第八条の二の二中「又は第四項」を削り、「同条第三項」を「同項」に改める。

附則第十二条の三第三項の表以外の部分中「次の表の上欄」を「法附則第三十三条第五項に規定する特定農産加工業経営改善等臨時措置法（平成元年法律第六十五号）第三条第一項に規定する経営改善措置に係る事業の用に供する施設については、次の表第一号から第十四号まで」に、「とする」を「とし、法附則第三十三条第五項に規定する特定農産加工業経営改善等臨時措置法第五条第一項に規定する調達安定化措置に係る事業の用に供する施設については、同表第十五号に掲げる業種の区分に応じ、同号下欄に掲げる施設とする」に改め、同項の表第十一号中「キャンデー製造業」を「キャンデー製造業」に、「キャンデー又は」を「キャンデー又は」に改め、同表に次のように加える。



十五 小麦若しくは大豆又はこれらを使用して生産された農産加工品を原材料として使用する食品製造業

小麦若しくは大豆又はこれらを使用して生産された農産加工品（特定農産加工業経営改善等臨時措置法第五条第一項に規定する代替原材料を含む。）を原材料として使用して生産される農産加工品の生産の用に供する設備を有する施設

附則第十二条の三第四項中「子ども・子育て支援法」の下に「（平成二十四年法律第六十五号）」を加える。

附則第十五条第二項及び第十六条第二項中「第十一条の三第七項各号」を「第十一条の三第十項各号」に改める。

附則第二十条第五項中「特定株式の譲渡による」を「特定株式の譲渡（同条第六項第一号又は第二十三項第一号に規定する譲渡をいう。）による」に改める。

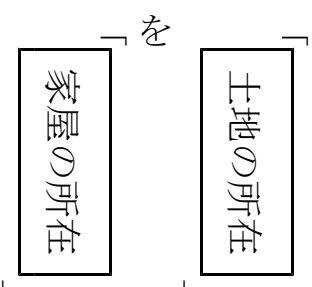
附則第二十二條の二第二項中「第十四條の二第一項」を「第十四條第一項」に改め、同條第三項第二号中「第四條の二第二項第二号」を「第四條第二項第二号」に改め、同條第五項中「第十四條の二第一項」

を「第十四条第一項」に改め、同条第六項第二号中「第四条の二第二項第二号」を「第四条第二項第二号」に改める。

第一号の三様式備考2中「においては」を「には」に改め、「であること」の次に「、法附則第5条の8の規定による個人の道府県民税及び市町村民税の特別税額控除が行われた場合には、同条の規定により控除した額及び控除しきれなかった額」を加える。

第十七号様式別表記載要領10(ロ)中「第41条第14項」を「第41条第16項」に改め、同表記載要領10(ニ)中「第13項若しくは第16項」を「第15項若しくは第18項」に、「同条第13項」を「同条第15項」に、「同条第16項」を「同条第18項」に改め、同表記載要領14中「第41条の3の4第1項」を「第41条の3の12第1項」に、「第41条の3の3第1項」を「第41条の3の11第1項」に改める。

第二十五号様式記載要領8中



に、  
「  
地  
番  
」  
を  
「  
家屋番号  
」  
に改める。

第三十二号様式記載要領4(1)中「専用住宅、共同住宅、寄宿舎、併用住宅、ホテル、団体旅館、簡易旅館、普通旅館、料亭、事務所、銀行、店舗、劇場、病院、工場、倉庫、附属家、簡易附属家、土蔵」を「戸建形式住宅、集合形式住宅、事務所、店舗、病院、ホテル、旅館、劇場、工場、倉庫」に改め、同記載要領4(2)中「事務所、店舗、百貨店、住宅、アパート、病院、ホテル、劇場・娯楽場用等のホール型建物、工場、倉庫、市場」を「戸建形式住宅、集合形式住宅、事務所、店舗、病院、ホテル、工場、倉庫」に改める。

(航空機燃料譲与税法施行規則の一部改正)

第二条 航空機燃料譲与税法施行規則(昭和四十七年自治省令第二十六号)の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「(法第二条第一項第一号イの延べ重量及び同号ロの旅客数の按分の方法)」に改め、同条第一項中「第二条第一項第一号」を「第二条第一項第一号イ」に、「した額」を「した重量」に、「着陸料収入按分額」を「按分延べ重量」に、「収納されるべき着陸料の収入額」を「国内航空に従事する航空機(各国の政府又は地方公共団体が使用する航空機及び軍用機を除く。以下この条において同じ。)に係る延べ重量」に、「着陸料の収入額を」を「延べ重量を」に、「の額」を「の重量」に改め、同条第二項中「した額」を「した重量」に、「収納されるべき着陸料の収入額」を「国内航空に従事する航空機に係る延べ重量」に、「の額」を「の重量」に、「前項」を「同項」に、「当該収入額」を「当該延べ重量」に、「着陸料収入按分額」を「按分延べ重量」に、「について前項」を「について同項」に改め、同条第三項中「第一項」の下に「及び第三項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 法第二条第一項第一号ロに規定する総務省令で定めるところにより按分した数(次項において「按分旅客数」という。)は、当該空港において国内航空に従事する航空機に係る旅客数(第三条第二項に規定する旅客数をいう。次項において同じ。)の三分の二の数を当該市町村の空港の面積で、他の三分の

一の数を当該市町村の空港の滑走路、誘導路及びエプロンの面積で按分した数とする。

4 空港を設置している市町村に係る前項の規定により按分した数が当該空港において国内航空に従事する航空機に係る旅客数の二分の一の数に満たないときは、同項の規定にかかわらず、当該旅客数の二分の一の数を当該空港を設置している市町村に係る按分旅客数とする。この場合において、空港を設置している市町村以外の市町村については、他の二分の一の数について同項の規定の例により按分した数を当該市町村に係る按分旅客数とする。

第二条第一項中「航空機」の下に「各国の政府又は地方公共団体が使用する航空機及び軍用機を除き、」を加え、「によつて」を「により」に改める。

第三条の見出しを「(空港関係市町村に係る延べ重量及び旅客数並びに世帯数の算定)」に改め、同条第一項を次のように改める。

法第二条第三項本文に規定する延べ重量は、前年度の初日の属する年の三月から翌年の二月までの間に着陸した航空機に係る延べ重量とする。ただし、九月の譲与時期前十八月以内若しくは三月の譲与時期前二十四月以内に供用開始された空港又は各譲与時期前六月以内に供用廃止された空港に係る延べ重

量については、総務大臣が定める重量とする。

第三条第二項中「以前六月以内」を「前六月以内」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 法第二条第三項本文に規定する旅客数は、前年度の初日の属する年の三月から翌年の二月までの間に離着陸した航空機に係る旅客数とする。ただし、九月の譲与時期前十八月以内若しくは三月の譲与時期前二十四月以内に供用開始された空港又は各譲与時期前六月以内に供用廃止された空港に係る旅客数については、総務大臣が定める数とする。

第四条の見出しを「(空港関係市町村に係る延べ重量及び旅客数並びに世帯数の補正)」に改め、同条第一項及び第二項を次のように改める。

前条の規定により算定した延べ重量及び旅客数並びに世帯数は、次項から第八項までに規定する方法により補正するものとする。

2 延べ重量は、次表の上欄に掲げる重量の区分により当該延べ重量を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる率を順次乗じて得た重量の合計重量を当該延べ重量で除して得た率を乗じて補正するもの

とする。

重量	率
四万トン以下の重量	一・五
四万トンを超え二十万トン以下の重量	一・二五
二十万トンを超え百万トン以下の重量	一・〇
百万トンを超え五百万トン以下の重量	〇・七五
五百万トンを超え二千五百万トン以下の重量	〇・五
二千五百万トンを超える重量	〇・二五

第四条第七項中「によつて」を「により」に、「以下本項」を「以下この項」に、「第五項から本項まで」を「第六項からこの項まで」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「によつて」を「により」に改め、同項を同条第六項とし、同条第七項とし、同条第五項中「によつて」を「により」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「によつて補正された着陸料の収入額」を「により補正された延べ重量及び旅客数」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項の規定によつて補正された着陸料の収入額」を「第

二項の規定により補正された延べ重量及び前項の規定により補正された旅客数」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 旅客数は、次表の上欄に掲げる人数の区分により当該旅客数を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる率を順次乗じて得た数の合計数を当該旅客数で除して得た率を乗じて補正するものとする。

人数	率
十二万人以下の人数	一・五
十二万人を超え六十万人以下の人数	一・二五
六十万人を超え三百万人以下の人数	一・〇
三百万人を超え千五百万人以下の人数	〇・七五
千五百万人を超え七千五百万人以下の人数	〇・五
七千五百万人を超える人数	〇・二五

第四条の二の見出し中「着陸料の収入額」を「延べ重量及び旅客数」に改め、同条中「第二条第一項第一号の着陸料の収入額」を「第二条第一項第一号イの延べ重量及び同号ロの旅客数」に改める。



第五条中「着陸料の収入額及び」を「延べ重量及び旅客数並びに」に改める。

第六条第一項中「着陸料の収入額」を「延べ重量若しくは旅客数」に、「本項」を「この項」に、「によつて」を「により」に改め、同項の算式を次のように改める。

算式

$$\frac{1}{4}A \times \frac{C}{B+C} + \frac{1}{4}A \times \frac{E}{D+E} + \frac{1}{2}A \times \frac{G}{F+G}$$

第六条第一項の算式の符号を次のように改める。

算式の符号

- A 錯誤があつた期に空港関係市町村に譲与された航空機燃料譲与税の総額
- B 錯誤があつた期に譲与の基準となつた各空港関係市町村に係る延べ重量の合計重量
- C 当該空港関係市町村に係る錯誤を修正した延べ重量—当該空港関係市町村に係る譲与の基準となつた延べ重量
- D 錯誤があつた期に譲与の基準となつた各空港関係市町村に係る旅客数の合計数
- E 当該空港関係市町村に係る錯誤を修正した旅客数—当該空港関係市町村に係る譲与の基準となつ

## た旅客数

F 錯誤があつた期に譲与の基準となつた各空港関係市町村に係る世帯数の合計数

G 当該空港関係市町村に係る錯誤を修正した世帯数—当該空港関係市町村に係る譲与の基準となつた世帯数

第六条第二項中「によつて」を「により」に、「着陸料の収入額及び」を「延べ重量及び旅客数並びに」に改め、同条第三項中「着陸料の収入額」を「延べ重量若しくは旅客数」に改め、「ハ」とあるのは「ハ」を削る。

附則第二項中「第三条第二項本文」を「第三条第三項本文」に、「第四条第五項及び第六項」を「第四条第六項及び第七項」に、「によつて」を「により」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中地方税法施行規則附則第十五条第二項、第十六条第二項、第二十条第五項及び第二十二條の二の改正規定並びに同令第十七号様式別表記載要領の改正規定 令和七年一月一日
- 二 第一条中地方税法施行規則第三条の十五及び第四条の改正規定並びに同令附則第二条の六の二の次に一条を加える改正規定、同令附則第二条の八及び第二条の九の改正規定、同令附則第二条の十の改正規定（「附則第九条第二十二項」を「附則第九条第二十三項」に改める部分に限る。）、「同令附則第四条の七の改正規定（同条第六項中「石垣空港」を「新石垣空港」に改める部分を除く。）並びに同令附則第四条の八第二項及び第三項の改正規定並びに附則第二条第三項の規定 令和七年四月一日
- 三 第一条中地方税法施行規則第三条の十三の三の次に一条を加える改正規定並びに同令第四条の五、第四条の六の二及び第四条の七の改正規定並びに附則第二条第一項及び第二項の規定 令和八年四月一日
- 四 第一条中地方税法施行規則第一条の九の五第一項の改正規定 情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第八十号）の施行の日

五 第一条中地方税法施行規則附則第十二条の三第三項の表以外の部分の改正規定及び同表に次のように

加える改正規定 特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律（令和六年法律第

号）の施行の日

（事業税に関する経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の地方税法施行規則（以下「新規則」という。）第四条の五（第一号、

第三号及び第四号に係る部分に限る。）、第四条の六の二（第一号、第三号及び第四号に係る部分に限る。）及び第四条の七（第一号イ及びハ並びに第三号イ及びハに係る部分に限る。）の規定は、前条第三号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び第三項において「三号施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、三号施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

2 地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四号）第三条の規定による改正後の地方税法（以下この項において「八年新法」という。）第七十二条の二第一項第一号ロ（八年新法附則第八条の三の三の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する所得等課税法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下のもの又は同号ロに規定する所得等課税法人以外の法人で資本若しくは出資を

有しないもののうち同号ロ(1)又は(2)に掲げる法人に該当するものであって地方税法第七十二条の二第一項第三号に掲げる事業を行うものに対する新規則第四条の六の二の規定の適用については、令和八年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、同条中「及び資本金等の額」とあるのは、「、資本金等の額及び所得」とする。

3 前条第二号に掲げる規定の施行の日から三号施行日の前日までの間における新規則附則第二条の六の三の規定の適用については、同条（見出しを含む。）中「第五条の七」とあるのは、「第六条」とする。

（地方消費税に関する経過措置）

第三条 新規則第七条の二の九及び第七条の二の十の規定は、この省令の施行の日（以下この条及び次条第二項において「施行日」という。）以後に行われる地方消費税の清算について適用し、施行日前に行われた地方消費税の清算については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第四条 次項に定めるものを除き、新規則の規定中固定資産税に関する部分は、令和六年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和五年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新規則附則第六条第二十七項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に取得される同項に規定する国際船舶に対して課すべき固定資産税について適用し、施行日前に取得された第一条の規定による改正前の地方税法施行規則附則第六条第二十七項に規定する国際船舶に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（航空機燃料譲与税法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第五条 令和六年度における第二条の規定による改正後の航空機燃料譲与税法施行規則（以下この条において「新航空機燃料譲与税法施行規則」という。）第三条から第五条まで及び附則第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新航空機燃料譲与税法施行規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条見出し	及び旅客数	、旅客数及び着陸料の収入額
第三条第三項	3 法第二条第三項本文に規定する世帯数は、当該年度の四月一日現在における前条第一項に規定する地区内の住民	3 地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四号。第四条の二において「地方税法等改正法」とい

---

基本台帳による世帯数とする。ただし、各譲与時期前六月以内に法第二条第一項第二号の空港となり、又は同号の空港でないこととなつた場合における世帯数は、総務大臣が定める数とする。

---

う。) 附則第三十三条第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えられた法第二条第三項本文に規定する着陸料の収入額は、令和五年三月から同年八月までの間に着陸した航空機に係る着陸料の収入額(空港管理規則(昭和二十七年運輸省令第四十四号)第十一条の規定に基づき国土交通大臣が定める着陸料その他これに類する着陸料の収入額(国内航空に従事する航空機に係るものに限るものとし、特別の事情がある場合には、総務大臣が定める額とする。)

---

---

をいう。以下同じ。)とする。ただし、九月の譲与時期前十八月以内若しくは三月の譲与時期前二十四月以内に供用開始された空港又は各譲与時期前六月以内に供用廃止された空港に係る着陸料の収入額については、総務大臣が定める額とする。

4 法第二条第三項本文に規定する世帯数は、当該年度の四月一日現在における前条第一項に規定する地区内の住民基本台帳による世帯数とする。ただし、各譲与時期前六月以内に法第二条第一項第二号の空港となり、又は同号

---



<p>第四条第五項</p>		<p>第四条第四項</p>	<p>第四条見出し及び第一項</p>	
<p>及び旅客数</p>	<p>旅客数</p>	<p>及び前項</p>	<p>及び旅客数</p>	
<p>、旅客数及び着陸料の収入額</p>	<p>入額 の規定の例により補正された着陸料の収入額</p>	<p>、前項</p>	<p>、旅客数及び着陸料の収入額</p>	<p>の空港でないこととなつた場合における世帯数は、総務大臣が定める数とする。</p>

<p>第四条の二</p>	<p>及び同号口の旅客数</p>	<p>、同号口の旅客数及び地方税法等改正法附則第三十三条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた法第二条第一項第一号ハの着陸料の収入額</p>
<p>第五条</p>	<p>（譲与額の算定に用いる資料の提出）  <p>第五条 空港関係市町村の長及び空港関係都道府県の知事は、法第五条の規定による資料として延べ重量及び旅客数並びに世帯数に関する資料を総務大臣の定めるところにより提出しなければならない。</p> </p>	<p>（譲与額の算定に用いる資料の提出）  <p>第五条 空港関係市町村の長及び空港関係都道府県の知事は、法第五条の規定による資料として延べ重量及び旅客数並びに世帯数に関する資料を総務大臣の定めるところにより提出しなければならない。</p> <p>2 令和五年三月二日から令和六年三月</p> </p>

---

一日までの間に供用開始された空港に係る空港関係市町村の長及び空港関係都道府県の知事は、法第五条の規定による資料として当該空港の供用開始日から令和六年八月末日までの間に着陸した航空機に係る着陸料の収入額に関する資料を総務大臣の定めるところにより提出しなければならない。

3 令和六年三月二日から令和七年三月

一日までの間に供用開始された空港に係る空港関係市町村の長及び空港関係都道府県の知事は、法第五条の規定による資料として当該空港の供用開始日

---

附則第二項	第三条第三項本文	第三条第四項本文
		<p>から令和七年八月末日までの間に着陸した航空機に係る着陸料の収入額に関する資料を総務大臣の定めるところにより提出しなければならない。</p>

2

前項の規定は、令和七年度から令和九年度までの各年度における新航空機燃料譲与税法施行規則第三条から第五条まで及び附則第二項の規定の適用について準用する。この場合において、令和七年度にあつては同項の表中「十八月」とあるのは「三十月」と、「二十四月」とあるのは「三十六月」と、「令和五年三月二日から令和六年三月一日まで」とあるのは「令和六年三月二日から令和七年三月一日まで」と、「令和六年八月末日」とあるのは「令和七年八月末日」と、「令和六年三月二日から令和七年三月一日まで」とあるのは「令和七年三月二日から令和八年三月一日まで」と、「令和七年八月末日」とあるのは「令和八年八月末日」と、「令和八年度にあつては同表中「十八月」とあるのは「四十二月」と、「二十四月」とあるのは「四十八月」と、「令和五年三月二日から令和六年三月一日まで」とあるのは「令和七年

三月二日から令和八年三月一日まで」と、「令和六年八月末日」とあるのは「令和八年八月末日」と、「令和六年三月二日から令和七年三月一日まで」とあるのは「令和八年三月二日から令和九年三月一日まで」と、「令和七年八月末日」とあるのは「令和九年八月末日」と、令和九年度にあつては同表中「十八月」とあるのは「五十四月」と、「二十四月」とあるのは「六十月」と、「令和五年三月二日から令和六年三月一日まで」とあるのは「令和八年三月二日から令和九年三月一日まで」と、「令和六年八月末日」とあるのは「令和九年八月末日」と、「令和六年三月二日から令和七年三月一日まで」とあるのは「令和十年三月二日から令和十一年三月一日まで」と、「令和七年八月末日」とあるのは「令和十年八月末日」と、「令和八年三月二日から令和九年三月一日まで」とあるのは「令和十一年三月二日から令和十二年三月一日まで」と、「令和九年八月末日」とあるのは「令和十二年八月末日」と、「令和十年二月末日まで」と、「令和七年八月末日」とあるのは「令和十年二月末日」とそれぞれ読み替えるものとする。

3 令和六年度に譲与した航空機燃料譲与税の額の算定に錯誤があつた場合における新航空機燃料譲与税法施行規則第六条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新航空機燃料譲与税法施行規則の規定中同表の中欄に掲げる字句又は算式は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句又は算式とする。

第一項

若しくは旅客数

、旅客数若しくは着陸料の収入額

$\frac{1}{4}A \times \frac{C}{B+C} + \frac{1}{4}A \times \frac{E}{D+E} + \frac{1}{2}A \times \frac{G}{F+G}$	$\frac{1}{20}A \times \frac{C}{B+C} + \frac{1}{20}A \times \frac{E}{D+E} + \frac{2}{5}A \times \frac{G}{F+G} + \frac{1}{2}A \times \frac{I}{H+I}$
<p>F 錯誤があつた期に譲与の基準となつた各空港関係市町村に係る世帯数の合計数</p> <p>G 当該空港関係市町村に係る錯誤を修正した世帯数—当該空港関係市町村に係る譲与の基準となつた世帯数</p>	<p>F 錯誤があつた期に譲与の基準となつた各空港関係市町村に係る着陸料の収入額の合計額</p> <p>G 当該空港関係市町村に係る錯誤を修正した着陸料の収入額—当該空港関係市町村に係る譲与の基準となつた着陸料の収入額</p> <p>H 錯誤があつた期に譲与の基準となつた各空港関係市町村に係る世帯数の合計数</p> <p>I 当該空港関係市町村に係る錯誤を修正した世帯数—当該空港関係市町村に係る譲与の基準となつた世帯数</p>

第二項	及び旅客数	、旅客数及び着陸料の収入額
第三項	若しくは旅客数	、旅客数若しくは着陸料の収入額

4 前項の規定は、令和七年度から令和九年度までの各年度に譲与した航空機燃料譲与税の額の算定に錯誤があつた場合における新航空機燃料譲与税法施行規則第六条の規定の適用について準用する。この場合において、令和七年度に譲与した航空機燃料譲与税の額の算定に錯誤があつたときは、同項の表中

「 $\frac{1}{20}A \times \frac{C}{B+C}$ 」とあるのは「 $\frac{1}{10}A \times \frac{C}{B+C}$ 」と、「 $\frac{1}{20}A \times \frac{E}{D+E}$ 」とあるのは「 $\frac{1}{10}A \times \frac{E}{D+E}$ 」と、「 $\frac{2}{5}A \times \frac{F+G}{F+G}$ 」とあるのは「 $\frac{3}{10}A \times \frac{F+G}{F+G}$ 」と、令和八年度に譲与した航空機燃料譲与税の額の算定に錯誤があつたときは、同表中

「 $\frac{1}{20}A \times \frac{C}{B+C}$ 」とあるのは「 $\frac{3}{20}A \times \frac{C}{B+C}$ 」と、「 $\frac{1}{20}A \times \frac{E}{D+E}$ 」とあるのは「 $\frac{3}{20}A \times \frac{E}{D+E}$ 」と、「 $\frac{2}{5}A \times \frac{F+G}{F+G}$ 」とあるのは「 $\frac{1}{5}A \times \frac{F+G}{F+G}$ 」と、令和九年度に譲与した航空機燃料譲与税の額の算定に錯誤があつたときは、同表中

「 $\frac{1}{20}A \times \frac{C}{B+C}$ 」とあるのは「 $\frac{1}{5}A \times \frac{C}{B+C}$ 」と、「 $\frac{1}{20}A \times \frac{E}{D+E}$ 」とあるのは「 $\frac{1}{5}A \times \frac{E}{D+E}$ 」と、「 $\frac{2}{5}A \times \frac{F+G}{F+G}$ 」とあるのは「 $\frac{1}{10}A \times \frac{F+G}{F+G}$ 」とそれぞれ読み替えるものとする。

(地方自治法施行規則の一部改正)

第六条 地方自治法施行規則(昭和二十二年内務省令第二十九号)の一部を次のように改正する。

第二十二條の六中「第七條の二」を「第七條の二第二項」に改める。